

## 「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の手続きについて

### 1 「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の指定申請

- 公表の趣旨に同意の上、「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の指定を受けるための手続きです。
- 県や政令・中核市と公費負担のための行政契約を締結し、既に新型コロナの検査を実施している医療機関についても、改めて、「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の指定申請が必要です！！

#### 【現時点で検体採取の公費負担のための契約を締結していない場合】

⇒ 県に対する「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の指定申請とは別に、埼玉県又はさいたま市、川口市、越谷市、川越市と検体採取の公費負担のための契約をしていただく必要があります。（遡りによる契約も可能）

- 電子申請システム（県のホームページから）を通じて指定申請を行います。  
⇒ 別添「埼玉県指定 診療・検査医療機関」指定申請マニュアル参照

### 2 県独自の協力金「診療・検査医療機関」指定促進事業（50万円）

- 「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の指定がなされた後、申請様式を県のホームページからダウンロードし、県感染症対策課まで郵送で申請します！！  
⇒ 別添「埼玉県指定 診療・検査医療機関」指定申請マニュアル P20 参照

### 3 国の補助金の申請方法

「インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業」

- 「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の指定がなされた後、国の補助金については、全く別の様式の申請書に基づき、国に報告します！！  
⇒ 補助金申請ガイド（埼玉県版）を参照

### 4 G-MIS の報告数値（「埼玉県指定診療・検査医療機関」指定後、毎日報告）

- 「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の指定がなされた後、国から、近日中に入力項目を変更する旨の連絡あり

#### 【新たな項目】

- i 発熱患者等に対応する診察室数
- ii 診療・検査医療機関としての開設時間
- iii 開設時間内における発熱患者数等
- iv 新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数等  
（※ ivは、自院で検査を実施しない場合は入力不要）

国から情報収集し、県においてマニュアルを作成（近日中に発出予定）！！